

京都市告示第144号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成23年6月8日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
丹波屋	京都市上京区黒門通上長者町上る榎町383番地, 385番地
キンシ正宗堀野記念館 (旧堀野家本宅)	京都市中京区堺町通二条上る亀屋町172番地, 173番地
(追加指定) 松本酒造	京都市伏見区横大路三栖大黒町2番地, 4番地2, 5番地2, 7番地1
吉川邸	京都市山科区柳辻中在家町12番地1
山ばな平八茶屋	京都市左京区山端川岸町8番地1 (一部), 8番地4 (一部), 10番地2 (一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)